

# 富山市認知症カフェ設立資金助成事業補助金

富山市では、認知症の疑い及び認知症の高齢者の認知症状の悪化予防、その家族の介護負担の軽減並びに地域での認知症啓発を目的として、新たに認知症カフェを設立する事業者等に対し、認知症カフェ設立資金助成事業補助金の交付を行っております。

## 【認知症カフェとは】

補助金の対象となる認知症カフェは、認知症疑い及び認知症の高齢者、その家族並びに地域住民、専門職等誰もが気軽に集い、症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的とした活動拠点となる場所のことです。



## 【補助金の申請者】

補助金の申請者は、富山市に住所を有する個人又は団体等とします。ただし、認知症カフェの設立について、市から他の補助金等の交付を受けている者を除きます。

## 【補助金対象経費】

補助金の対象となる経費は、認知症カフェの設立に要する経費で、人件費を除く会議費、消耗品費、物品購入費等で、第1回目の認知症カフェが開催された日が属する年度及びその前年度の2カ年の間に発生したものとします。補助金の額は5万円を限度とします。

## 【補助金申請の流れ】

設立に関する事前計画書を提出していただき、第1回目の認知症カフェ終了後に補助金の申請書を提出していただきます。

補助金の要件や手続き・提出書類については、富山市役所長寿福祉課擁護支援係までお問い合わせください。

## お問合せ先

富山市役所長寿福祉課 擁護支援係

TEL：076-443-2044

FAX：076-443-2180